

定期監査結果報告書

- 1 監査の期日 平成19年2月9日（金）
- 2 監査の対象 財務部（市民税課、資産税課、納税課、財政課、契約管財課）所掌事務全般

3 監査の方針

今回の監査は、上記の部局について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成18年4月1日から平成18年11月30日までの間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、所管事務事業が関係する法令等に従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ財務部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成18年11月30日現在における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

市民税課、資産税課、納税課では税務事務、市税賦課徴収事務等、財政課では競輪事業訴訟対策、財政管理事務、財政調整基金積立、減債基金積立、市債元金償還、市債利子償還、一時借入金利子償還、登録債取扱手数料支払等、契約管財課では契約事務、用品事務、用地事務、公有財産管理、普通財産用地取得、庁用自動車管理等と幅広い事業を実施している。今後においても、各種事業の推進について、なお一層の努力を期待するものである。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、これについて述べる。

(1) 予算執行状況について

平成18年12月11日作成の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。今後も不要な支出を抑え、経費の節減に努めるとともに、予算計上された歳入の確保に向けてなお一層努められたい。

(2) 収入事務について

主として使用料及び諸収入について、収入状況及び滞納状況に関する資料により審査し、申請、減免等について、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

今後も調定、収納、現金取扱等の適正な事務執行に留意されたい。

滞納整理については、各戸訪問等による徴収に取り組んでいることは認めるが、公平な負担を期するうえからも、厳正かつ効率的に取り組み、滞納の発生防止と早期回収に努めるよう望むものである。

(3) 支出事務について

委託料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金について、事業内容、執行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

前渡資金の取扱いについて、取扱状況及びにより審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(4) 契約事務について

委託料、工事請負費、備品購入費について、契約方法、履行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

なお、委託契約において1者随意契約されているものは、契約の相手、契約金額等に十分留意されたい。

(5) 財産管理事務について

管理財産について、行政財産（土地・家屋）の登記、現況等に関する資料により審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

登記と現況の異なる土地については、公有財産台帳及び関係図面との符合を十分に行い、その境界及び使用状況を把握し、今後も厳正な管理に努められたい。

管理備品について、主に平成17年度以降に取得及び廃棄したものを資料により審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(6) その他

時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、極力均衡化を図るとともに時間外の縮減に努力されるよう要望する。